

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する知事意見について

本事業は、宮城県白石市と福島県国見町の約 1,487ha を対象事業実施区域として、ローター直径約 117m、全高約 144m の風力発電機を最大 19 基設置し、出力が最大で 79,800kW の風力発電所を整備する計画である(風力発電機は全て白石市に設置される。)

対象事業実施区域は阿津賀志山鳥獣保護区と近接しており、区域内には土砂流出防備保安林等が含まれる。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応し、環境影響調査を行うこと。

1 総括的事項

- (1) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(2023 年 4 月改訂)等を踏まえ、自治体及び対象事業実施区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努めること。

また、風力発電所から生じる騒音や景観をはじめとする環境影響調査結果についても適切な方法で公開するよう努めるなど、住民の不安解消に留意すること。

- (2) 当事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等について、公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置計画等について検討し、必要に応じ事業計画の見直しを行うこと。

- (3) 環境影響調査結果を踏まえ、予測の不確実性が大きい等により事後調査が必要と判断される事項について、事後調査の実施を検討し、その調査方法案を準備書に記載すること。なお、事後調査方法等は必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)では、騒音に係る環境影響調査の調査時期を 2 季としているが、四季変動による騒音と、施設の稼働に係る影響を調査するため、動植物の繁殖時期や鳴き方の時期などを踏まえ、適切な調査時期を選定すること。

イ 環境影響調査結果を踏まえ、騒音及び低周波の影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を講じ、影響を回避又は十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

また、環境保全措置の検討に当たっては、風力発電機からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」等をもって一概に判断するのではなく、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 水環境について

ア 沈砂池への土砂堆積を防止するため、沈砂池の維持管理方法及び発生する浚渫土砂の保管場所等の排水施設維持管理方法を検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

イ 対象事業実施区域には林地の表面浸食等による土砂流出防止機能を持つ、土砂流出防備保安林が含まれていることから、当該保安林を対象事業実施区域から除外すること。なお、除外することができない場合は法的根拠等について整理し、準備書に記載すること。

(3) 地形及び地質について

対象事業実施区域内に砂防区域等が含まれ、また、搬入路周辺に砂防区域等が存在し、住民等から土砂災害等の発生を懸念する意見があることから、土砂災害の危険性のある区域や搬入路周辺で行う工事中も含めた防災対策の内容及び環境保全措置についても、住民説明会等で周知すること。

(4) 動植物・生態系について

ア 対象事業実施区域の付近に鳥獣保護区が存在するほか、希少猛禽類を始め、動植物の生息生育環境は森林等でつながっている状況を踏まえ、国見町のみならず、他の関係市町村において生息生育している動植物等への影響についても十分な調査を行うとともに、その結果に基づき必要に応じて対策を検討し、事業計画に反映すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザル等の生息が確認されており、事業実施により生息地分布が集落に移動することで住民への生活や農作物への被害が生じることがないように、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じるとともに、影響を回避または十分に低減できない場合には事業計画の見直しを行うこと。

(5) 景観について

ア 広い範囲で風力発電機が視認される可能性があることから、環境影響調査にあたっては、方法書で示している調査地点に加え、福島市の観光資源である飯坂温泉や信夫山等の中心市街地のほか、国見町の住宅地や国道4号線上等を選定するなど、関係市町村内の景観阻害などの観点から適切な調査地点を設定すること。

イ また、主要な眺望景観の変化が生じる可能性が大きいと予想される地点が複数存在することから、工事中も含めて良好な景観を阻害することのないよう十分に配慮すること。

(6) 放射線の量について

対象事業実施区域は汚染状況重点調査地域に該当することから、工事に伴い発生する伐採木や沈砂池の浚渫土砂等については、放射能濃度を測定するなどしたうえで適切な処理を行うなど、処理計画を検討し、準備書に記載すること。

3 その他事項

搬入路の整備においても、環境影響を回避又は十分に低減するための検討を行い、事業計画に反映すること。

また、本事業に伴う搬入路整備が不法投棄や不法な盛土等につながらないよう検討した結果を準備書に記載すること。

